

令和7年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月6日）

○出席議員

- | | | | |
|-------|---|---|-----|
| 1 番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2 番 | 川 | 端 | 順 |
| 3 番 | 尾 | 野 | 浩 士 |
| 4 番 | 鎌 | 田 | 寛 司 |
| 5 番 | 米 | 田 | 利 彦 |
| 6 番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7 番 | 立 | 井 | 武 雄 |
| 8 番 | 佐 | 藤 | 道 昭 |
| 1 1 番 | 板 | 東 | 絹 代 |
| 1 2 番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

な し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
民生部長	山 下 真 穂
教育次長兼学校教育課長	谷 本 富美代
税務課長	藤 田 弘 美
会計管理者	佐 藤 友 美
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	河 野 歩 美
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
上下水道課長	田 村 佳 裕
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子
住民課長	松 下 理 恵
社会教育課長	近 藤 拓 司

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局係長	小 松 美 佐

令和7年松茂町議会第1回定例会会議録

令和7年3月6日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

金 森 恵美子 議員

（1）ダブルケアについて

立 井 武 雄 議員

（1）孤独・孤立対策の推進について

村 田 茂 議員

（1）役場や公共施設の災害対策について

板 東 絹 代 議員

（1）困難な問題を抱える女性への支援について

（2）町長の進退について

日程第2 議案第 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第 2 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

日程第4 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第 4 号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第 5 号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第 6 号 松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第 7 号 松茂町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

日程第9 議案第 8 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 9 号 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第12 議案第11号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 松茂町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第19号 令和6年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第20号 令和6年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 令和6年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 令和6年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第23号 令和6年度松茂町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 令和7年度松茂町一般会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和7年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和7年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和7年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 令和7年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 令和7年度松茂町下水道特別会計予算

令和 7 年松茂町議会第 1 回定例会会議録

第 2 日 目 （ 3 月 6 日 ）

午前 10 時 00 分開会

○議会事務局長【多田雄一君】 ただいまから、令和 7 年松茂町議会第 1 回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田 修君】 皆様、おはようございます。昨日まではぐずついた天候でございましたが、本日は少しよい天気になりました。3 月に入りまして、春らしい気候になってまいりました。

本日は、町政に対する一般質問の日となっております。傍聴には本町議会の O B 組織である松友会の皆様がお越しになっておられます。いつも申しておりますが、質問は簡潔明瞭に、そして、答弁される方は分かりやすく丁寧にしていただくことをお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 ただいまの出席議員は 10 名で、地方自治法第 113 条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

○議長【川田 修君】 これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長【川田 修君】 日程第 1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました 1 番金森恵美子議員にお願いします。

金森議員。

○1 番【金森恵美子君】 おはようございます。議長の許可が出ましたので、質問させていただきます。初めに、早朝は寒い中にもかかわらず、今回も一般質問傍聴にお越しいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

私達の最も身近な 2025 年問題といえますと、社会保障制度の崩壊、年金の減額等の問題が取り上げられますが、最大の課題は、75 歳、後期高齢者と言われる人の割合がお

おむね4人に1人になるということで、これは団塊の世代の人達が皆さん後期高齢者になられるということも相まって、少子・超高齢化社会がどんどん進展していくと、2025年がピークというわけではなく、まだこれから次、2040年問題とも言われる労働市場変化は従来の経営体制では乗り越えられない新たな課題が生まれるということです。ピークに向けて何が問題なのかというと、労働力人口が減るということです。人口が減るということは、その国の国力というのは経済の成長であったり、そういうのを一番比例しているのが労働力人口であります。社会や企業に及ぼす影響も大きく、ひいては地域にもたらす経済力変化に直結していくということになります。

懸念される中、私達の世界、また生活の中において、喫緊の課題とされる自然災害についての熟考すべき2025年問題について質問をさせていただきます。

質問事項、ダブルケアについて。ダブルケアとは、子育てと、親もしくは親族の介護を同時期に担う状態を指し、その担い手をダブルケアラーと呼びます。女性の晩婚化により出産年齢が高齢化し、兄弟数や親戚ネットワークも希薄化し続けている現代において、従来の子育て支援策、高齢者介護政策も見直しを迫られているところであり、経済成長を考えるに当たり、女性の活躍のさらなる促進のために、働き方を改革していくことが大きな政策課題になると考えられています。

少し前のデータになりますが、内閣府男女共同参画局の調査（2016年4月）では、全国で約25万人いると推計されており、このうち女性が17万人、男性が8万人と、性別により偏りも見られています。また、ダブルケアラーの約8割が30から40歳代と、いわゆる働き盛りの危機到来世代ともされ、負担がのしかかっていると言えます。数年後にはダブルケアになる人が7.5%とさらに増加傾向にあり、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、今の40から50歳代がダブルケア問題に直面していくと予想されています。ダブルケアラーの増大により、当事者の精神的、肉体的、経済的負担が増えるだけでなく、社会的リスクも生じかねません。出産を諦めることによる少子化への拍車、高齢者や子への虐待の誘因、離職による貧困化や労働人口の損失等が挙げられます。ダブルケアラーの負担軽減に向けた支援体制の拡充は、今後の重要な課題と考えます。

我が松茂町では、子ども・子育て支援事業計画として、第2期・令和2年度から令和6年度にかけて計画が策定されていました。保護者の所得向上と安定を図るため、子育て・生活支援策、就業支援策、経済支援策等から、今期、さらに引き続き総合的な支援が実施されると考えます。

そこでお伺いをいたします。現在、本町において育児・介護と二重負担者（ダブルケアラー）の支援に関する施策を実施するために必要な措置をどのようにして講じるのか、具体的な支援策をお聞かせください。また、実態把握に関する状況をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 金森議員ご質問のダブルケアについてご答弁申し上げます。

ダブルケアとは、議員ご説明のとおり、近年の晩婚化、出産年齢の高齢化、核家族化の進行等により、子育てと介護を同時に抱えている状態のことです。ダブルケアラーは精神的・身体的・経済的負担を感じている方が多く、孤立しやすい傾向にあることから、その方々の負担軽減は喫緊の課題であり、松茂町におきましてもダブルケアに悩まれている方が存在するという認識を持っております。

松茂町では、子育て及び介護に関することは民生部局で所管しており、そのうち、子育てに関することは福祉課、子ども家庭支援室、子育て世代包括支援センター、子育て支援センターが、また、介護に関することは長寿社会課、地域包括支援センターが担当しております。ダブルケアは民生部局内の複数の課にまたがるものであり、その対応につきましては、関係する課が連携して行っております。

例えば、子ども家庭支援室で「子育てをしながら親の介護をして大変だ」という相談を受けた場合には、介護の担当である長寿社会課、地域包括支援センターと連携し、保育所、ファミリー・サポート・センター、介護保険サービスの利用等、ダブルケアラーの個々の状況に応じた適切な支援に繋げていきます。松茂町では独自の施策として、保育料無償化及び家族介護用品支給について、それぞれ対象者の拡大やファミリー・サポート・センターの利用補助を実施し、経済的な負担軽減を図っております。

ダブルケアのみならず、民生部局においては相談内容が複数の課にまたがるケースが増加しつつあります。ふだんから関係する課同士で連携を図っておくことが必要であることから、民生部局内の部課長等が集まり、民生部局会議を開催しています。毎月の定例会議に加え、随時の会議も開催しており、複数の課にまたがるケースへの対応について協議を行っております。各課が連携する一体的支援のため、今後も会議を継続してまいりたいと考えております。

ダブルケアラー支援は役場の中だけで完結するものではなく、外部との連携が不可欠です。特に、地域との繋がりが大きい民生委員児童委員との連携が重要であると考え

ており、毎月の民生委員児童委員定例会等の機会を活用し、連携強化を図っております。
また、子育てや介護に係るサービス提供者である保育施設、介護支援事業所、障がい支援事業所等につきましては、ふだんの業務やケース会議等を通じて既に連携体制を構築しており、ダブルケアへの対応時には速やかに支援に繋ぐことができます。

以上のような役場内外の連携体制の強化に加えて、ダブルケアラーの方々が自ら相談できるよう、相談先の周知、広報も必要です。今後、広報まつしげやホームページへの掲載、また、民生部局の各課においてチラシ等を作成する際には、ダブルケアに該当する事例を挙げる等、認識しやすい表記に努め、子育て、介護のどちらの担当にも相談できる等、身近に相談場所があることについて周知してまいります。

ダブルケアラーの方々の負担軽減に繋がるよう、今後も引き続き関係機関との連携を強化し、垣根を越えた包括的支援体制の充実を図ってまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 金森議員。

○1 番【金森恵美子君】 ありがとうございました。ダブルケアは個人が家族単位で解決できる問題ではないことです。ここにダブルケアの実態調査を敏速に進めていただきたいと懇願するところであります。環境を改善するとともに、家族介護者についても社会全体で支えていくことが重要であり、以前は厚生労働省がまとめて担当していましたが、育児関係が内閣府のこども家庭庁に移管された、そのために新たな行政の縦割りが生まれている現状となっています。地域包括支援センター等、各関係機関におきましても、家族介護者に対する相談支援の周知を図り、新たな重層的支援体制の充実を目指し、既存の相談支援の取組を生かしつつも、地域住民の複雑化や複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に引き続き努めてくださるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました7番立井議員にお願いします。
立井議員。

○7 番【立井武雄君】 議長の許可が出ましたので、私の一般質問を始めます。

孤独・孤立対策の推進についてであります。2024年12月22日の新聞に、日本総研、国立社会保障・人間問題研究所、いわゆる社人研が人口推計や国勢調査等から分析し、65歳以上の独居高齢者の配偶者、子ども、3親等内の親族の有無等を推計した記事が載っていました。

推計によると、2050年時点の独居で子どものいない高齢男性は520万人（24年時点では231万人）と、女性（513万人）を上回る。うち、子どもも配偶者もない独居の高齢男性は24年の185万人から50年には416万人、3親等内の親族がいない人も114万人から202万人に増えると推計され、近年では身寄りのない高齢男性が増えていると分析されています。

背景にあるのが、男性の生涯未婚率（50歳時点での未婚率）の高止まりであります。男性の生涯未婚率は1990年5%、2000年12%、2010年20%、2020年28%と、上昇傾向が続いています。

このような状況から、国は内閣府孤独・孤立対策担当室が「官民連携プラットフォーム」による孤独・孤立対策を推進しています。

本事業は、地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点等を報告書にまとめ、全国の地方自治体に共有することで、孤独・孤立対策の取組強化を目指しており、徳島県も地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業に取り組んでおります。松茂町はこの対策にどのように取り組んでいますか。

孤独・孤立対策推進法では、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すると明記しています。

松茂町ではどのような施策を策定していますか。それをどのように実施していますか。

さきに申し上げたとおり、3親等内の親族がいない人も2024年では114万人から、2050年には202万人と約1.77倍に増加することが予想されますので、施策が未策定の場合は早急に作成願います。返答によりましては、再問、再々問をしますので、よろしくお願いします。

○議長【川田 修君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 立井議員ご質問の孤独・孤立対策の推進について答弁申し上げます。

本町におきまして、65歳以上の高齢者のお独り暮らし、あるいはご夫婦のみでお住まいの方々の世帯数は、全世帯数の約2割を占めており、少子・高齢化が進むとともにその割合は今後も増加していくと考えられます。

立井議員のおっしゃるとおり、社会の変化により、個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日々の生活において孤独を覚える、また、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態、「孤独・孤立の状態」にある方々への対策が課題

となっており、身寄りのない高齢者が直面する困り事や、その支援に関する報道を目にする機会が増えております。

令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法は、国、地方公共団体、関係機関が、「孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題である」との認識のもと、基本理念の1つに、「あらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要である」と掲げ、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、多様な特定非営利活動法人等の支援組織同士が連携し、また、官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組を実施しています。

徳島県においても、令和4年度より地方版「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を構築し、会員による孤独・孤立対策の輪の拡大等に取り組んでおりました。しかしながら、孤独・孤立になるきっかけに、離職等による生活困窮が原因となることも多い現状から、取組をより機動的に促進させるために、令和6年4月、生活困窮者自立支援プラットフォームと一体化した生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームを設置いたしました。このプラットフォームには、県内各地で生活困窮者の自立支援や孤独・孤立状態の解消に取り組む市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等、様々な分野から令和7年2月現在175団体が参画しております。

ご質問の1点目のプラットフォーム推進事業への取組についてですが、本町は、この「とくしま生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」に参画しており、今後とも参画団体の事業報告を共有し、団体同士の連携強化を進めるとともに、生活にお困りの方々により一層寄り添った支援に繋げてまいります。

ご質問2点目の、本町での施策につきましては、これまでも進めておりますように、おひとり暮らしの高齢者宅には地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが訪問し、見守りを兼ねた情報収集を行っております。令和7年度には、生活支援コーディネーターを増員配置し、よりきめ細やかな支援に繋がりたいと考えております。

今後とも、孤独・孤立対策のみならず、生活に関する様々な相談に対し、不安を抱えている高齢者に寄り添い、民生部局内、また、必要に応じ関係機関と連携・協力しながら、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、包括的な支援を実施してまいります。

以上で立井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 立井議員。

○7番【立井武雄君】 私の予想以上のよい返答でありますので、再問はいたしません。

今後とも対策の推進を一層進めてもらいたくよろしくお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました6番村田議員にお願いいたします。

村田議員。

○6番【村田 茂君】 議長の許可を得ましたので、久々に防災関連の質問をさせていただきます。

地震、津波その他災害が発生した場合には、役場庁舎はその対策の指令本部となる重要な施設であります。また、日中は大勢の職員が勤務し、町民が訪れる場所でもあります。よって、役場を含む避難所となっている公共施設の地震に対する対策が不足し、いざというとき利用できなくなるようなことがあっては、町民を守ることはできません。

そこで、地震対策として、建物だけでなく食料や水の備蓄や電気の確保ということは重要なことであります。最近では狭い地域に集中して雨が降る、いわゆる局地的大雨による短時間での低地の浸水であるとか、予想しなかった場所での災害が報じられております。本町としては、避難場所の安全性についてどのように把握しているのでしょうか。

そして、自然災害から町民を守るためには河川改修、津波への防潮堤等の対策を進めることはもちろんであります。いつ発生するか分からない災害から命を守るためには、危険を察知した場合、直ちに安全な場所に避難することが非常に重要であることが、平成23年3月11日の東日本大震災によっても明らかになっております。本年はこの3月11日で満14年がたちます。松茂町では、既に町内の災害の危険が予想される箇所と、それに対応した避難場所が分かる災害を予想したハザードマップがつくられておりますが、東日本大震災では予想を超える地域まで津波が殺到し、多くの犠牲者が出ております。専門の研究者によれば、記録に残っていない長い期間には、想像を超える大津波が襲う痕跡もあると言われております。現在のハザードマップの想定は十分なものでしょうかという疑問もありましたので、今回質問をさせていただきました。

それでは、通告書によりまして、この要旨に基づきまして、質問をさせていただきます。

役場庁舎等の耐震化は完了しておりますが、万が一の際の拠点が被害を受ける心配がなくなり、安堵しております。しかし、近年の災害は激甚化しており、想定以上に揺れる地震や局地的な大雨という短時間の降雨等、何が起こるか想像がつきません。これまでは、

地震が発生しても、避難所の建物は無事でも電気、水道が使えなくなるということもあり、外部からの救援を待つしかないということもありました。もちろん備蓄できるものは準備されていると思いますが、電気についてはどうでしょうか。情報収集のためのスマートフォンや、暑い時期には扇風機、寒い時期には暖房というように、電力確保も課題であると考えます。夜に明かりがともっていることで、不安な気持ちも和らいでいくこともあります。

そこで、役場庁舎、避難所において、災害時の電力確保についてどのように準備されているのかお伺いをいたします。また、本町は津波の心配もありますが、複数の河川が町内を流れております。ハザードマップも作成されておりますが、局地的大雨のような短時間の降雨で河川が氾濫するような場合にも、既存のハザードマップは対応できるのか、公共施設の浸水対策は十分なされているのかについても併せてお伺いをしたいと思います。なお、答弁によっては再問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 村田議員ご質問の役場や公共施設の災害対策についてご答弁を申し上げます。

本町では、これまで大規模災害の発生に備えて様々な備蓄品を準備してまいりました。備蓄品の種類や数量は、徳島県災害時相互応援連絡協議会の南海トラフ地震等に対応した備蓄方針で定める数値を目標に準備をしてまいりました。ただ、この備蓄方針では、水や食料、毛布やトイレットペーパーといった必要最低限の物品しか定めておらず、本町としては、これ以外にも実際の被災地の状況等を参考にしながら、様々な物品を加えてまいりました。

議員ご指摘の電力につきましても、大規模災害時には供給不能となることが想定されるライフラインの1つであります。松茂町には災害時に多くの避難者が避難生活を送ることになる屋内型の指定避難所が15カ所ございます。このうち9カ所は、使用できる電力量にはそれぞれ差はございますが、自家発電機等を有しており、最低でも電灯等への電力を供給する準備はいたしております。しかしながら、6カ所の指定避難所は自家発電機を備えてはおらず、また、自家発電機を有する避難所にあっても、避難する皆様に使用していただけるほど電力量に余裕はないものと考えております。

このことから、本町では令和2年度から屋内型の指定避難所やその他の福祉避難所、津波避難タワーといった施設に蓄電池を配備いたしております。この蓄電池の配備により、

スマートフォンの充電で例えますと、各避難所で100台程度の充電が可能となっております。令和7年度予算においても、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用いたしまして、この蓄電池を3施設へ配備する予定でございます。これにより、町内一通りの施設への配備が完了する予定です。

また、災害時における電力の確保につきましては、民間企業からも協力を得ており、令和5年8月に誠徳運輸株式会社と、災害時における太陽光発電設備による電力供給に関する協定を締結しております。この協定では、災害時に同社が設置する太陽光発電設備から得られる電力を、可搬型バッテリーに充電して供給していただくこととなっております。このほかにも、令和5年9月にはパナソニックホールディングス株式会社と、災害時における生活物資の供給等に関する協定を締結しております。この協定では、災害時に松茂工業団地に立地するパナソニックエナジー株式会社が常時保管している乾電池5万7,600本のほか、乾電池式モバイルバッテリーやLEDランタンを提供していただくこととなっております。災害時の電力は水や食料、トイレに並ぶ重要な資源と考えておりますので、今後とも民間との協定や補助金制度を活用し、増強してまいります。

ただ、行政による取組だけで災害時に必要とされる電力を確保するのは困難です。町民の皆様方にも自助として太陽光発電を導入する等、災害時の備えを進めていただきたいと考えております。

昨年6月、本町はゼロカーボンシティ宣言をしており、太陽光発電は、災害時の備えはもちろん、平時には脱炭素の推進にも資することから、住民の皆様には宣言の趣旨にご賛同いただき、災害時・平時ともに有用な太陽光発電設備の住宅設置をご検討いただければと思います。

また、河川の氾濫や局地的大雨に対するハザードマップや、公共施設の浸水対策についてもご答弁申し上げます。

ハザードマップについては、現在、河川の氾濫に対する洪水ハザードマップ、津波に対する津波ハザードマップ、高潮に対する高潮ハザードマップの3種類を公表しております。なお、河川の氾濫に対する洪水ハザードマップについては、吉野川、今切川、旧吉野川を対象としており、いずれも国が管理する河川のものになります。

徳島県が管理する鍋川、中須入江川、大谷川の3河川については令和6年度、県においてこれら河川が氾濫した場合、町内がどのように浸水するのかを想定した洪水浸水想定区域図が作成されました。この想定区域図は洪水ハザードマップの基になるもので、本町で

はこれを受け、令和7年度に鍋川、中須入江川、大谷川について洪水ハザードマップを作成する予定でございます。

また、局地的大雨に対するハザードマップについては、令和5年度より3年計画で内水浸水想定区域図を作成する業務を行っており、令和7年度末に完成の予定です。この想定区域図が完成いたしましたら、8年度以降に局地的大雨でもたらされる被害の分析やハザードマップの作成を進める計画となります。

最後に、公共施設の浸水対策についてお尋ねですが、本町は、津波や洪水が発生した際に、町全域が浸水被害に遭ってしまうような地理的条件下にあります。このことから、災害時に避難所となるような重要性の高い公共施設は、自家発電機や備蓄物資について、極力、施設の2階以上の場所に設置する等、できる対策から実施しております。

今後も施設の改修工事等を実施する際に、電気設備の移設等、浸水対策を併せて検討していく方針であり、現在作成中の内水浸水想定区域図についても、各施設の管理者がその結果を参考にし、対策を進めることになると考えております。

以上、村田議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいまは詳細かつ、防災対策については今後増強していくというような総務部長のご答弁をいただき、大変よく理解できました。今後の町の取組に十分期待をいたしまして、質問を終わりたいと思うんですが、1点だけ、私の体験だけ申し上げておきます。

かつて私が町職員であるとき、今から15年前ですね。東日本大震災の前の、前年の2月末に、遠くのチリで地震が起きたんです。その地震で日本に津波がやってきたということで、私は職務柄、旧吉野川の支流であります中須入江川の水門のところに水位計の確認にずっと何時間も立っていたんですが、そのとき中須入江川の水位が20分で底まで引くんです。それで、20分したらまた満潮まで上へ持ち上がるんです。それを何回も確認した自分の体験がありましたので、今回この防災というか、地震、津波については特に、やっぱり今後町の強力な対策をお願いしたいと思います。

それでは以上で、再問もしませんので、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長【川田 修君】 続きまして、通告のありました11番板東議員にお願いします。
板東議員。

○11番【板東絹代君】 最後の質問者でございます。ご清聴いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を2問させていただきます。

まず1問目は、困難な問題を抱える女性への支援についてでございます。

2022年に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）が2024年4月に施行されました。女性が日常生活または社会生活を営むに当たり、女性であることにより困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進するのが目的です。女性支援法により、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害や性暴力被害、経済的困窮等の問題を抱える女性に対し、総合的な福祉の視点での施策展開が可能となりました。当事者の意思を尊重しながらエンパワーメントしていくことができるようになったことは、画期的なことです。エンパワーメントとは、自らその状況を変える力を持てるように援助することを意味します。

そこでお伺いします。

1点目、施策の内容を盛り込んだ本町の計画策定の有無について。

2点目、困っている女性がどこに行けばいいのかが分かるよう、担当部署を設置していますか。町の体制について。

3点目、女性福祉の現場を担う相談支援員は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員とされています。支援の軸となる重要な職ですが、「市町村においては女性相談員を置くよう努めるものとする」とあります。町の考えについて。

4点目、町民への周知啓発についてです。どんなにすばらしい法律ができて、裨益者である女性達に情報が伝わっていなければ全く意味がありません。国の基本方針では、相談窓口や活用できる施策の積極的な周知に加え、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等の意識の醸成、つまり、女性のエンパワーメントを目的とした教育、啓発等に努めることを地方公共団体にも求められています。言語や障がい等が障壁となり相談窓口にすら繋がれていない人もいないのでしょうか。周知啓発について。

5点目、福祉所管に配属となる新任職員に対して、女性支援に関する理解促進を図るための研修等の考えについて。以上5点についてご答弁をお願いいたします。

○議長【川田 修君】 松下総務部長。

○総務部長【松下師一君】 私から板東議員のご質問にご答弁申し上げます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる困難女性支援法は、令和４年に超党派の議員立法として成立し、令和６年４月に施行されました。立法に当たっては、近年、意に沿わない性産業への従事、ＪＫビジネス、ＤＶ（配偶者による暴力）、それらの背景にある貧困、孤独・孤立等、女性を取り巻く問題が多様化・複雑化・複合化する中で、支援を必要とする女性に寄り添い、問題解決を図る包括的な支援制度の整備を目的としております。

具体的には、厚生労働大臣が定める基本方針に基づき、都道府県が支援に関する基本計画を定め、女性相談支援センターと女性自立支援施設を設置し、女性相談支援員を置くこととされました。本県においては令和６年３月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」が策定され、県中央・県南部・県西部の３カ所に困難女性支援法に定める機能を有する「こども女性相談センター」が設置され、女性相談支援員も置かれております。

次に、本町等市町村の役割については、県の基本計画により、第１に、支援の端緒となる相談機能、第２に、支援対象者が必要とする支援の包括的な提供、第３に、必要に応じて適切に県や他の市町村、関係機関等に繋ぐ機能、第４に、努力義務として、基本計画の策定や女性相談支援員の配置、第５に、支援窓口の周知や、支援活動を行う民間団体との協働等が求められております。

そこで、板東議員お尋ねの５点ですが、１点目の本町の計画策定については、現在、第２次松茂町男女共同参画計画の策定を進めており、その中に、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策も主要課題の１つとして取り上げます。第２次計画は今年度末を目途に策定し、本町のホームページ上に公開する予定です。

２点目の担当部署ですが、一次窓口は総務課（男女共同参画担当）に設置しております。困り事（困難）の内容によって、役場各課・関係機関・民間団体等に繋ぎ、支援のための連携強化に努めてまいります。

３点目の女性相談支援員ですが、現在のところ、本町に女性相談支援員を置く計画はありません。一次窓口において支援対象者の困難を適切に把握するよう努めます。

４点目の町民への周知・啓発については、第２次松茂町男女共同参画計画の中に相談先一覧を掲載し、ホームページやまっなびアプリ、広報まっしげや防災行政無線放送等、広

報媒体の特性に応じた手法により周知に取り組む予定です。そのほかにも様々な周知の工夫を行いたいと考えています。一例としては、令和4年度から県・民間団体と連携し、福祉課と保健相談センターの窓口で行っている生理用品提供の際に、相談窓口の一覧を掲載したチラシも一緒に提供します。また、トイレの中等、個室となる公共空間に、カードタイプのお知らせを設置して周知します。既に総合会館のトイレ等に、DVや性暴力の相談窓口のお知らせを設置済みとしております。加えて、言葉の壁や障がいの問題への対応として、町内で外国人を支援する団体、障がい者を支援する団体等へ周知の協力を依頼します。また、将来計画として、外国語版の周知ビラの作成を計画します。

最後に5点目の職員研修ですが、福祉所管に配属となる新任職員に限定せず、役場職員は日頃から町や県等が主催する各種の人権研修を受講しております。そうした人権研修の中で、困難な問題を抱える女性の人権や支援に関する理解を深めていく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【川田 修君】 板東議員。

○11番【板東絹代君】 本当に困っている女性に寄り添えるように、総務課が一次窓口として相談窓口になるとの明確なご答弁をくださいましたので、安心しました。支援相談員については、町においては努力義務ですが、町の役割はとても重要です。困っている女性が、県への直接の相談はちゅうちょがあるので、町がどんなことにも対応できるように、県との連携を密に行っていただきたいと思います。また、民間団体と提携して生理用品の配布は、今後も継続してもらいたいので、お願いします。前向きにお考えいただけるとご答弁をありがとうございました。

続きまして、2問目の質問に入ります。

町長の進退についてでございます。

町長は現在2期目であります。町政トップとしてリーダーシップを発揮して、防災・減災対策、子育てと教育環境の充実、地方創生の推進、SDGsの推進、企業誘致を核としたまちづくり等の取組を進めてこられました。特に地方創生の推進としては、新交流拠点施設（マツシゲート）を開設されました。北海道釧路市との友好都市協定の締結をして、個性ある地域づくり、活力あるまちづくりを進められています。また、SDGsの推進として、将来にわたって町民の皆さんが安心して生活できるよう、2050年までにCO₂（二酸化炭素）を実質排出ゼロにするゼロカーボンシティも宣言されました。町財政においても、県内で比較し良好な数値を維持していただいております。しかし、防災・減災対

策、人口減少対策、行政サービスのD X化等、課題は山積しております。このような中、町長の任期満了が8月と迫っております。町長の進退については、町民の皆さんの関心も非常に高いと思います。町長は引き続き町政を担われるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長【川田 修君】 吉田町長。

○町長【吉田直人君】 私の進退についてお伺いいただき、ありがとうございます。板東議員の質問にご答弁申し上げます。

私は平成29年8月の21日に町長に就任をして以来、議員各位のご協力を得ながら、町職員の先頭に立って町行政を前へ前へと進めてまいりました。松茂町は、県内では財政力がある町との評価でございますが、実際に事業を行う際には、国・県からの補助金等を頂かないと、いろいろな施策が展開できない自治体でございます。そうした中で、防災・減災対策としては、長原津波避難タワーの建設等による避難困難地域の解消、発生後の復興作業を目的とした役場立体駐車場の建設、応急仮設住宅地の確保を目的としたマツシゲートの建設等を実施させていただきました。

また、子育て、教育、スポーツといった分野では、民間の専門的なノウハウを導入した放課後児童クラブの民営化と、町体育施設の指定管理制度の導入の実現をさせていただきました。教育におきましては、科学技術、芸術、教養と、これを融合させたSTEAM教育を力強く推進しております。

地方創生への取組では、防災と兼ねて、交流拠点となるマツシゲートを建設しました。地域間交流事業や各イベントの会場として利用・活用が進み、交流とにぎわいの場として着実に定着をしていると、そのような気もいたしております。

私は常に松茂町の将来を見据えて、行政に取り組んできたつもりでございます。加えて、私がこの機会に言及しておきたいことは、職員の意識の変化があります。本町は先ほども言いましたように、ともすれば財政力があるというだけで、職員が普通にしておけばよい、無理をしなくてもよいと考えがちでございました。しかし、私の2期8年で、職員の中から、この施策は松茂町の未来を見据えているのか、SDGsやゼロカーボン等、現在の価値基準に合っているのかと、最大限補助金や交付金が活用できているかといったような声が上がり、普通じゃ駄目だと、もっと松茂町をよくしたいと職員の中から熱意を感じる場面がありました。とてもうれしく思っております。

そういうような中で、議員お尋ねの私の進退であります。現代社会の技術の進化も、社会の価値観もすさまじいスピードで変化しております。2期8年、私は町行政に懸命に

取り組み、いろいろな事業を進めてこさせていただきました。その中で、松茂町の未来を考えたときに、今現在のD X、A Iというアナログ時代の世代が居座ってはいけないと、そのように今現在、感じております。次は次の世代に任せたいと、そのような思いを今現在感じております。私は今限りで町長を退任し、3期目の町長選には出馬しない、立候補しません。新しい時代の価値観を持った人物に次期町長として活躍していただきたいと願っております。

そのことから、やはり、これからの時代はD X、A Iというような形の中で対応をしていくような行政に変わっていくだろうということも考えまして、以上で答弁とさせていただきます。このたび、こういう答弁をして、まず立候補しませんということで表明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長【川田 修君】 板東委員。

○11番【板東絹代君】 町長の町の将来への熱い思い、職員への思いをお聞きしました。町長は決意は変わらないと拝察いたします。町長は常に町の意識改革に努めてこられました。改革はかなりエネルギーの要ることです。新しくチャレンジ課を新設し、力を注がれて、交流拠点施設マツシゲートでにぎわいの場をつくることにチャレンジされてきました。残された約5カ月の期間でございます。最後の一瞬まで町の職員を率いて、町をいまいちにしてくださいと申し上げて、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長【川田 修君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。これで、一般質問を終了いたします。

議事都合により、11時10分まで小休します。

午前10時59分小休

午前11時07分再開

○議長【川田 修君】 それでは、少し予定より早いですが、再開します。

続きまして、日程第2、議案第1号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第31、議案第30号、「令和7年度松茂町下水道特別会計予算」までの議案30件を一括して議題といたします。

以上、議案30件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案 30 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、議案 30 件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休します。

午前 11 時 08 分小休

午前 11 時 09 分再開

○議長【川田 修君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

まず、総務常任委員会。

議案第 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 松茂町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

議案第 8 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 19 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

以上が総務常任委員会に付託する議案 9 件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第 16 号 松茂町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技

術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第 18 号 町道路線の認定について

議案第 19 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

議案第 23 号 令和 6 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 28 号 令和 7 年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

議案第 29 号 令和 7 年度松茂町水道特別会計予算

議案第 30 号 令和 7 年度松茂町下水道特別会計予算

以上が産業建設常任委員会に付託する議案 8 件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

議案第 9 号 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 11 号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 13 号 松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 15 号 松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 19 号 令和 6 年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

議案第 20 号 令和 6 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 21 号 令和 6 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 22 号 令和 6 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 25 号 令和 7 年度松茂町国民健康保険特別会計予算

議案第２６号 令和７年度松茂町介護保険特別会計予算

議案第２７号 令和７年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

以上が教育民生常任委員会に付託する議案１４件でございます。

次に、予算決算特別委員会。

議案第２４号 令和７年度松茂町一般会計予算

以上が予算決算特別委員会に付託する議案１件でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、議案３０件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局より説明いたします。

○議会事務局長【多田雄一君】 失礼いたします。委員会日程表をご覧ください。各常任委員会及び予算決算特別委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場３階、３０１委員会室でございます。

まず、予算決算特別委員会、３月１０日、月曜日、午前１０時から。

教育民生常任委員会、３月１２日、水曜日、午前１０時から。

産業建設常任委員会、３月１２日、水曜日、午後１時３０分から。

総務常任委員会、３月１２日、水曜日、午後３時から。

予算決算特別委員会、３月１８日、火曜日、定例会終了後開催いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【川田 修君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日３月７日から３月１７日までの１１日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日３月７日から３月１７日までの１１日間は、休会と決定いたしました。

次回は、３月１８日、午前１０時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前１１時１８分散会